

(1) 規制の性質

○ 公物管理権として行うもの ①②

- ・占用の許可及び土砂採取の許可は、その行為が港湾の開発又は管理に支障を与えるおそれがあることから、一般的にこれを禁止している。
- ・このため、許可によってこれを解除し、あわせて公物管理権の行使として、特別に利用する権利を設定しているもの。

○ 一般的禁止の解除という一般統治権の行使として行うもの ③④

- ・水域施設等の建設又は改良、港湾管理者が指定する護岸等の水際線から20mの地域においてする構築物の建設又は改築といった行為は、本来特別の理由がない限り自由になし得るものである。
- ・このような行為が港湾の開発又は管理に支障を与えるおそれがあることから、一般的に禁止され、本条の許可によってその禁止が解除されるものである。

(2) 規制の対象となる行為

○ 当該行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない(第37条)

- ① 港湾区域内の水域又は公共空地の占用
- ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取
- ③ 水域施設、外郭施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
- ④ ①～③以外で港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為(政令:水際線近くの重量物の建設行為、廃物の投棄、揚水施設の設置)

- **分区**とは、無秩序な土地利用の回避と臨港地区内の計画的な土地利用、さらには民間事業者を含めた港湾活動の活性化を誘導するために、一定の区域ごとに構築物の用途を規制し、港湾管理者が定めるもの。

①分区の種類(第39条)

- 分区の種類は、法第39条第1項各号に定められており、これ以外の分区を設定することはできない。

分区の種類	定義
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
鉄道連絡港区	鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
クルーズ港区	専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域